

令和5年12月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち ～大好き！私たちの町 かみかわ～

と き 令和5年12月22日（金）
午後3時30分から
ところ 神河町役場3階第3会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 協議事項 = 行政より =

(1) 税務課から

- ・確定申告及び住民税申告相談日程のお知らせと会場使用のお願いについて (資料1)

(2) 住民生活課から

- ・神崎交通安全自家用車自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員の選出について (資料2)
- ・福崎防犯協会神河支部防犯指導員の選出について (資料3)
- ・確定申告相談会場等でのマイナンバーカード出張申請受付について (資料4)
- ・次年度以降のクリーン作戦について (資料5)

(3) 教育課から

- ・「子どもを守る110番の家」の更新について (資料6・一部机上配布)
- ・令和6年度地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業のお知らせ (資料7)

(4) 総務課から

- ・地域自治協議会設立に向けた取組について (資料8)

5. 区長会協議・報告事項

- ・行政協力謝金（区長報償金）のお支払いについて (資料9・一部机上配布)
- ・自治会活動保険の更新について (資料10・一部机上配布)
- ・令和5年度神崎郡連合区長会研修会の開催について (資料11)

6. 今後の予定

- ・令和5年度中播磨連合自治会役員会
日時：1月18日（木）午後4時～
場所：姫路総合庁舎 5階 504・505会議室
対象：区長会長
- ・令和5年度神崎郡連合区長会研修会 (資料11)
日時：1月30日（火）午後1時40分～
場所：福崎町エルデホール
対象：全区長
※出欠確認票は、1月5日（金）までに総務課／井出へご報告をお願いいたします。
なお、12月29日～1月3日は休庁日です。
- ・神崎郡町長会と神崎郡連合区長会との行政懇談会
日時：2月13日（火）午後4時～
場所：福崎町文珠荘 1階 会議室
対象：区長会長
- ・2月定例区長会
日時：2月20日（火）午前9時00分～
場所：神河町役場本庁 3階 第3会議室
対象：全区長

7. 閉 会

藤原武夫副区長会長

【配布資料】

- ・行政協力謝金（区長報償金）のお支払いについて／封筒
- ・子どもを守る110番の家 名簿
- ・青少年健全育成カレンダー2部
- ・更生保護かんざき
- ・ひょうご人権ジャーナル「きずな」11・12月
- ・自治会活動保険関係書類／(有)A-ONE封筒

報告等締切日一覧表

令和5年12月22日開催

番号	件名	報告の必要性	区長会
	報告先	報告期日	資料番号
1	神崎交通安全自家用車自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員の選出について	必須	資料2
	住民生活課	2/22 (木)	
2	福崎防犯協会神河支部防犯指導員の選出について	必須	資料3
	住民生活課	2/22 (木)	
3	「子どもを守る110番の家」の更新について	必須	資料6
	教育課	3/18 (月)	
4	令和6年度地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業のお知らせ	任意	資料7
	教育課	1/19 (金)	
5	自治会活動保険の更新について	必須	資料10
	総務課	1/11 (木)	
6	令和5年度神崎郡連合区長会研修会の開催について	必須	資料11
	総務課	1/5 (金)	
7			
8			
9			
10			

<確定申告及び住民税申告相談日程のお知らせと会場使用のお願いについて>

《 確定申告相談日程表 》 (案)

令和6年2月16日～令和6年3月15日

神河町役場 税務課 (TEL34-0961)

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」もご利用ください。

日 程	受 付 時 間	対 象 地 区	申 告 会 場
2月16日(金)	9:00 ~ 11:30	山 田	神河町ケーブルテレビ局舎 〔 *会場が昨年と異なります。ご注意ください。 〕
	13:00 ~ 15:30	東柏尾	
2月19日(月)	9:00 ~ 11:30	吉 富	
	13:00 ~ 15:30		
2月20日(火)	9:00 ~ 11:30	粟賀町	
	13:00 ~ 15:30	杉	
2月21日(水)	9:00 ~ 11:30	中 村	
	13:00 ~ 15:30	加 納	
2月22日(木)	9:00 ~ 11:30	全 町	
	13:00 ~ 15:30		
2月25日(日)	9:00 ~ 11:30	日曜開設日	
	13:00 ~ 15:30	全 町	
2月26日(月)	9:00 ~ 11:30	福 本	
	13:00 ~ 15:30		
2月27日(火)	9:00 ~ 11:30	全 町	
	13:00 ~ 15:30		
2月28日(水)	9:00 ~ 11:30	猪 篠	大山なかよし会館
	13:00 ~ 15:30	大 山	
2月29日(木)	9:30 ~ 11:30	越 知	越知公民館
	13:00 ~ 15:30	大 畑	
3月1日(金)	9:00 ~ 11:30	根宇野	根宇野公民館
	13:00 ~ 15:30	岩 屋	
3月4日(月)	9:30 ~ 11:30	上小田	上小田活動促進センター (午前のみ)
	9:00 ~ 11:30	宮 野	南小田農村環境改善センター
	13:00 ~ 15:30	南小田	
3月5日(火)	9:30 ~ 11:30	新田・作畑	作畑秀峰館 (午前のみ)
	9:30 ~ 11:30	川 上	川上文化会館 (午前のみ)
3月6日(水)	9:00 ~ 11:30	長谷・栗・湊	センター長谷
	13:00 ~ 15:30		
3月7日(木)	9:00 ~ 11:30	貝野・しんこうタウン	中央公民館
	13:00 ~ 15:30	寺野・上岩	
3月8日(金)	9:00 ~ 11:30	柏 尾	
	13:00 ~ 15:30	寺 前	
3月11日(月)	9:00 ~ 11:30	鍛 治	
	13:00 ~ 15:30	高朝田	
3月12日(火)	9:00 ~ 11:30	新 野	
	13:00 ~ 15:30	野村・比延	
3月13日(水)	9:00 ~ 11:30	大 河	
	13:00 ~ 15:30	全 町	
3月14日(木)	9:00 ~ 11:30	全 町	
	13:00 ~ 15:30		
3月15日(金)	9:00 ~ 11:30	全 町	
	13:00 ~ 15:30		

※混雑を避けるため、できるだけ対象地区の日にお越しください。
ご都合が悪い場合は、他地区の日でも申告できますが、お待ちいただく時間が長くなる場合があります。
ご了承ください。

(公印省略)
令和5年12月22日

各 区 長 様

神河町長 山 名 宗 悟

**神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員
の選出について (お願い)**

師走の候、貴職におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、町行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のとおり神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員及び福崎防犯協会指導員の任期(2年)が令和6年3月末日をもって満了となります。

つきましては、御多用の中を誠に恐縮ですが、裏面の「神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員及び福崎防犯協会指導員選出根拠表」に基づき、評議員及び指導員を選出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 職 務

- ① 地域の交通安全啓発活動に従事(春と秋の全国交通安全運動時等の交通立ち番)
- ② 町・郡の交通安全啓発活動に従事(本部役員のみ)

活 動 内 容	神崎交通安全自家用自動車協会神河支部 (男性) <input type="checkbox"/> 年1回の総会に出席 <input type="checkbox"/> 春と秋の全国交通安全運動時の交通立ち番 <input type="checkbox"/> かみかわ夏まつり雑踏警備(旧神崎地区、旧大河内地区で1年おき交互に実施) <input type="checkbox"/> 交通安全啓発街頭キャンペーン/年4回 *本部役員のみ
	<input type="checkbox"/> 神崎交通安全自家用自動車協会(郡)交通安全啓発事業へ参加 *本部役員のみ
活 動 内 容	神崎交通安全自家用自動車協会婦人部神河支部 (女性) <input type="checkbox"/> 年1回の総会に出席 <input type="checkbox"/> 春と秋の全国交通安全運動時の交通立ち番 <input type="checkbox"/> 交通安全啓発街頭キャンペーン/年4回 *本部役員のみ <input type="checkbox"/> 町内小学校の交通安全教室開催時の協力/年1回 *本部役員のみ <input type="checkbox"/> 町内保・幼稚園の交通安全教室開催時の協力/年3回 *本部役員のみ <input type="checkbox"/> 町内老人クラブの交通安全教室開催時の協力/年5回程度 *本部役員のみ <input type="checkbox"/> 神崎交通安全自家用自動車協会婦人部(郡)交通安全啓発事業へ参加 *本部役員のみ

- 2 選出人数 別紙参照
- 3 報告様式 別紙(報告様式)により、御報告ください。
- 4 報告期限 令和6年2月22日(木)

【報告・問合せ先】

〒679-3116 神河町寺前 64
 神河町住民生活課 井出・田中
 TEL 34-0963(直通) FAX 34-1556

**神崎交通安全自家用自動車協会神河支部・婦人部神河支部評議員 及び
福崎防犯協会神河支部防犯指導員選出根拠表**

(世帯数・人口は、R5年11月末現在)

地区	ブロック	集落名	世帯数	人口	神崎交通安全自家用自動車協会		福崎防犯協会神河支部
					神河支部	婦人部神河支部	指導員
神崎地区	越知谷ブロック	新田	27戸	51人			
		作畑	41戸	67人	1人	1人	1人
		大畑	80戸	187人	1人	1人	1人
		越知	123戸	260人	1人	1人	1人
		岩屋	70戸	160人	1人	1人	1人
		小計	341戸	725人	4人	4人	4人
	粟賀北ブロック	根宇野	129戸	329人	1人	1人	1人
		山田	164戸	450人	1人	1人	1人
		中村	304戸	773人	2人	2人	1人
		粟賀町	158戸	403人	1人	1人	1人
		福本	327戸	816人	2人	2人	1人
		小計	1,082戸	2,771人	7人	7人	5人
	粟賀南ブロック	貝野	96戸	215人	1人	1人	1人
		しんこう	53戸	191人	1人	1人	1人
		寺野	133戸	298人	1人	1人	1人
		柏尾	118戸	282人	1人	1人	1人
		加納	97戸	253人	1人	1人	1人
		東柏尾	108戸	288人	1人	1人	1人
		小計	605戸	1,527人	6人	6人	6人
	大山ブロック	吉富	226戸	649人	2人	2人	1人
杉		96戸	251人	1人	1人	1人	
大山		97戸	226人	1人	1人	1人	
猪篠		139戸	329人	1人	1人	1人	
小計		558戸	1,455人	5人	5人	4人	
大河内地区	寺前ブロック	新野	146戸	339人	1人	1人	1人
		野村	133戸	271人	1人	1人	1人
		寺前	350戸	903人	2人	2人	1人
		鍛冶	120戸	267人	1人	1人	1人
		大河	96戸	252人	1人	1人	1人
		小計	845戸	2,032人	6人	6人	5人
	上小田ブロック	比延	67戸	144人	1人	1人	1人
		上岩	84戸	196人	1人	1人	1人
		高朝田	96戸	267人	1人	1人	1人
		宮野	50戸	149人	1人	1人	1人
		南小田	135戸	329人	1人	1人	1人
		上小田	76戸	154人	1人	1人	1人
		小計	508戸	1,239人	6人	6人	6人
	長谷ブロック	川上	64戸	148人	1人	1人	1人
		大川原	32戸	66人	1人	1人	1人
		本村	60戸	155人			
		赤田	27戸	51人			
		重行	18戸	41人	1人	1人	1人
		為信	16戸	31人			
		峠	10戸	27人			
栗		63戸	140人	1人	1人	1人	
淵		9戸	18人				
小計	299戸	677人	4人	4人	4人		
合計		40	4,238戸	10,426人	38人	38人	34人

○ 神崎交通安全自家用自動車協会神河支部・婦人部神河支部評議員

※ 各区500人以上は2人、500人未満100人以上は1名、100人未満は地域性を勘案して隣接集落と統合し1名

○ 福崎防犯協会神河支部防犯指導員

※ 各区100人以上は1名、100人未満は地域性を勘案して隣接集落と統合し1名

令和 年 月 日

神河町長 山名宗悟様

区長

印

神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員及び
神崎交通安全自家用自動車協会婦人部神河支部評議員の選出について(報告)

標記の件について、下記のとおり選出しましたので報告します。

記

○神崎交通安全自家用自動車協会神河支部評議員 (男性)

No	区分	住所	氏名	電話番号
1	新任・再任			
2	新任・再任			

○神崎交通安全自家用自動車協会婦人部神河支部評議員 (女性)

No	区分	住所	氏名	電話番号
1	新任・再任			
2	新任・再任			

※ 任期2年：令和6年4月1日～令和8年3月31日

※ 報告期日：令和6年2月22日(木) 必着でお願いします。

公 印 省 略
令和5年12月22日

各 区 長 様

神河町長 山 名 宗 悟

福崎防犯協会神河支部防犯指導員の選出について（お願い）

厳寒の候、貴職におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、町行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のとおり現防犯指導員の任期（2年）が令和6年3月末日をもって満了となります。

つきましては、大変ご多用の折、誠に恐縮ですが、裏面「福崎交通安全協会神河支部評議員・婦人部神河支部評議員及び福崎防犯協会指導員選出根拠表」に基づき、防犯指導員を選出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 職 務

活動内容	年1回の町パトロール（役員の場合は年2回）
	年1回の総会に出席（役員会は年4回程度）
	夏祭り時の雑踏警備
	地域安全郡民大会等への参加

2 選出人数 別添（参照資料）「福崎防犯協会神河支部防犯指導員選出表」に基づき、指導員を1名選出してください。（集落の人口によって選出人数が異なります。）

3 報告様式 別紙（防犯指導員選出報告様式）によりご報告ください。

4 報告期限 令和6年2月22日（木）

【報告・問合せ先】

〒679-3116 神河町寺前64
神河町住民生活課 森岡
TEL 34-0963(直通) FAX 34-1556
Mail morioka_takanori@town.kamikawa.hyogo.jp

**神崎交通安全自家用自動車協会神河支部・婦人部神河支部評議員 及び
福崎防犯協会神河支部防犯指導員選出根拠表**

(世帯数・人口は、R5年11月末現在)

地区	ブロック	集落名	世帯数	人口	神崎交通安全自家用自動車協会		福崎防犯協会神河支部
					神河支部	婦人部神河支部	指導員
神崎地区	越知谷ブロック	新田	27戸	51人			
		作畑	41戸	67人	1人	1人	1人
		大畑	80戸	187人	1人	1人	1人
		越知	123戸	260人	1人	1人	1人
		岩屋	70戸	160人	1人	1人	1人
		小計	341戸	725人	4人	4人	4人
	粟賀北ブロック	根宇野	129戸	329人	1人	1人	1人
		山田	164戸	450人	1人	1人	1人
		中村	304戸	773人	2人	2人	1人
		粟賀町	158戸	403人	1人	1人	1人
		福本	327戸	816人	2人	2人	1人
		小計	1,082戸	2,771人	7人	7人	5人
	粟賀南ブロック	貝野	96戸	215人	1人	1人	1人
		しんこう	53戸	191人	1人	1人	1人
		寺野	133戸	298人	1人	1人	1人
		柏尾	118戸	282人	1人	1人	1人
		加納	97戸	253人	1人	1人	1人
		東柏尾	108戸	288人	1人	1人	1人
		小計	605戸	1,527人	6人	6人	6人
	大山ブロック	吉富	226戸	649人	2人	2人	1人
杉		96戸	251人	1人	1人	1人	
大山		97戸	226人	1人	1人	1人	
猪篠		139戸	329人	1人	1人	1人	
小計		558戸	1,455人	5人	5人	4人	
大河内地区	寺前ブロック	新野	146戸	339人	1人	1人	1人
		野村	133戸	271人	1人	1人	1人
		寺前	350戸	903人	2人	2人	1人
		鍛冶	120戸	267人	1人	1人	1人
		大河	96戸	252人	1人	1人	1人
		小計	845戸	2,032人	6人	6人	5人
	上小田ブロック	比延	67戸	144人	1人	1人	1人
		上岩	84戸	196人	1人	1人	1人
		高朝田	96戸	267人	1人	1人	1人
		宮野	50戸	149人	1人	1人	1人
		南小田	135戸	329人	1人	1人	1人
		上小田	76戸	154人	1人	1人	1人
		小計	508戸	1,239人	6人	6人	6人
	長谷ブロック	川上	64戸	148人	1人	1人	1人
		大川原	32戸	66人	1人	1人	1人
		本村	60戸	155人			
		赤田	27戸	51人			
		重行	18戸	41人	1人	1人	1人
		為信	16戸	31人			
		峠	10戸	27人			
栗		63戸	140人	1人	1人	1人	
淵		9戸	18人				
小計	299戸	677人	4人	4人	4人		
合計	40	4,238戸	10,426人	38人	38人	34人	

○ 神崎交通安全自家用自動車協会神河支部・婦人部神河支部評議員

※ 各区500人以上は2人、500人未満100人以上は1名、100人未満は地域性を勘案して隣接集落と統合し1名

○ 福崎防犯協会神河支部防犯指導員

※ 各区100人以上は1名、100人未満は地域性を勘案して隣接集落と統合し1名

令和 年 月 日

神河町長 山 名 宗 悟 様

_____ 区長

Ⓜ

防犯指導員の選出について（報告）

標記の件について、下記のとおり選出しましたので報告します。

記

集落名：

No.	再任・新任の別	住 所	氏 名	電話番号
1	再任・新任			自宅 携帯

※ 任 期：2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

※ 報告期限：令和6年2月22日（木）必着でお願いします。

(事 務 連 絡)
令和5年12月22日

各区長 様

神河町長 山名宗悟

確定申告相談会場等でのマイナンバーカード出張申請受付について

寒冷の候、貴職におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、マイナンバーカードは、本人確認のほか、健康保険証としての利用やコンビニで各種証明書の取得のほか、今後は運転免許証や在留カードとの一体化など、その利活用シーンは今後も拡大していく予定です。

つきましては、令和6年2月16日から始まる確定申告相談の会場となる下記の公民館等へ職員が出向いて、マイナンバーカードの作成について御案内し、希望者の申請受付をさせていただきたいので、各区公民館等の使用につきまして御配慮くださいますようお願い致します。

なお、マイナンバーカードの保険証利用登録及び公金受取口座登録については、インターネット環境が整えば実施する予定にしておりますので、実施の場合は、後日、広報誌及び放送でお知らせします。

記

日程	受付時間	申告会場
2月28日(水)	9:00~15:30	大山なかよし会館
2月29日(木)	9:30~15:30	越知公民館
3月1日(金)	9:00~15:30	根宇野公民館
3月4日(月)	9:30~11:30	上小田活動促進センター(午前のみ)
〃	9:00~15:30	南小田農村環境改善センター
3月5日(火)	9:30~11:30	作畑秀峰館(午前のみ)
〃	9:30~11:30	川上文化会館(午前のみ)
3月6日(水)	9:00~15:30	センター長谷

※なお、上記以外の区で要望がありましたら出張受付をさせていただきますので下記担当までご連絡ください。

担当：住民生活課
柏迫(かしわざこ)
電話 34-0962

次年度以降のクリーン作戦について

本年7月のクリーン作戦実施時、開始直前の降雨により決行か否かの判断で混乱を来しました。

このことについて、各区長様から御意見をお寄せいただき、区長会役員会での協議を踏まえ、改めて町としても検討した結果、以下のとおりとさせていただきます。御確認をお願いします。

- 1 クリーン作戦は町全体の行事としてこれまで同様実施する。
地域美化は勿論のこと、区内全団体、住民がこぞって参加し実施してきた行事であり、地域コミュニティの維持にも重要な役割を担っている。
- 2 実施時期について
 - ◆夏のクリーン作戦 … 7月第2日曜日（予備日第3日曜日）
 - ※4月～5月については、各区総会、消防団行事、田植え時期であり、2週続けて日曜日を当て込むのは困難。
 - ※6月は梅雨時期であり、雨の日が多いことが危惧される。
 - ※7月2週目・3週目も梅雨の期間内ではあるが、これまで定着した日程で、地区によっては草刈りも併せて行なわれており適当と考えられる。
 - ※夏は熱中症の心配があるので、体調不良の方は参加を見合わせていただき、水分補給の件など告知放送等で周知を徹底する。
- 3 冬のクリーン作戦について
 - ◆実施日 … 12月第1日曜日（予備日 第2日曜日）
 - ※地区によってはゴミが少ないところもあるようですが、これまでの実績から町内全体では一定のゴミが収集されてきたことから、これまで同様実施する。
- 4 当日の天候急変に対する対応について
天候不順が予想される場合、町（住民生活課）は、気象予報専門機関からの情報を元に、当日朝6時前後に、はっきりした判断を町民向けに放送する。
 - ※6時の段階で町が実施の判断をした後に、地域によっては想定外の雨雲が発生することも考えられます。その際は、区の判断により開始時間の見合わせや延期等の対応をお願いします。
 - ※複数の区でそのような判断が必要になった際、区民への周知で告知放送の録音は複数の区で一度にすることができません。申し訳ありませんがその他の連絡網をあらかじめ考慮ください。

令和5年12月22日

各 区 長 様

神河町教育委員会
教育課長 児島 浩司

「子どもを守る110番の家」の更新について

寒冷の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、青少年の健全育成に御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「子どもを守る110番の家」は、子どもが自分の身に危険を感じたとき、子どもを安全に保護し、警察等への通報に御協力いただける家のことです。登録内容に変更があった場合は、できるだけ早くその内容を反映させる必要があります。

つきましては、登録名簿を添付しますので、各地区にて御確認いただき、変更がある場合は、下記のとおり御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

特に、通学路近辺にお住まいの方には積極的に登録いただけるよう、御協力をお願いします。

記

新規登録の場合

別紙 承諾書を教育課へ提出してください。

廃止の場合

教育課へ御連絡いただいた上で、貸与品の黄色い旗を返却してください。

※報告期限:令和6年3月18日(月)

【問合せ先】

神河町教育委員会 教育課

担当:陰地

TEL 0790-34-0212

FAX 0790-34-0645

令和6年度

地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業) 【文化芸術振興費補助金】

募集案内



<応募書類の提出期限> ※ 都道府県から事務局への提出期限
令和6年2月1日(木)

<応募書類の提出先及びお問合せ先>
〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 太陽日酸新町ビル4F
地域文化財総合活用推進事業事務局 (受託事業者: 株式会社KBC)
TEL: 0570-011-127 (10時~17時)
E-MAIL: kbc-shinko@gp.knt.co.jp

<事業内容相談のお問合せ先>
文化庁 参事官 (生活文化創造担当) 付 伝統行事振興担当
TEL: 075-451-9576 (9時30分~18時15分)
E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

令和5年11月
文化庁

< 目次 >

I 事業概要	1
1 趣旨・目的	
2 補助対象となる文化遺産の範囲	
3 補助対象事業	
4 補助事業者（補助の対象となる者）	
5 応募要件及び採択条件	
6 補助金の額及び補助対象経費の上限	
7 補助金交付の対象となる事業期間	
8 採否の審査	
9 実施方法	
10 補助金の支払時期・方法	
11 支援窓口の開設	
II 補助事業の対象範囲	4
1 補助対象事業の内容及び具体例等	
2 補助対象とならない取組の例（過去に不採択となった取組の具体例）	
3 各費目における単価上限、補助対象外経費等	
III 補助事業者の要件	11
1 補助事業者（補助の対象となる者）の要件	
2 実行委員会等の組織	
IV 実施方法（詳細）	12
1 「実施計画」の策定と「交付要望書」の作成	
2 地方公共団体における目標、評価指標及び目標値の設定	
3 実行委員会等における評価指標及び目標値の設定	
4 地方公共団体における事業終了後の評価	
V 応募方法	15
1 事業の流れ	
2 応募書類	
3 応募書類の提出方法	
4 応募書類の提出期限（都道府県が取りまとめて事務局に提出する期限）	
5 締切後の取扱い	
6 留意事項	
VI 応募書類の作成方法	18
1 実施計画等	
2 交付要望書等	
3 応募書類の保管及び様式	
4 その他	
VII その他留意事項等	21
1 審査及び審査結果	
2 補助金交付申請書の提出	
3 交付決定された補助事業の取扱い	
4 その他参考資料	
VIII 適正な執行の確保	23
IX 関係法令等	27
X 地域文化財総合活用推進事業Q&A	34
XI 応募書類様式（記入例）	39

【主な留意事項】

- 補助対象経費の上限は要望するすべての事業を合わせて1,000万円です（令和5年度に設けた継承枠と振興枠の枠組みはありません）。
- 補助対象経費の85%までの補助としますが、応募状況や予算の編成状況等によって補助率を引き下げることがあります（自己負担率を引き上げる可能性があります）。

【主な変更点】

- 伝統行事等を継承するため、担い手や資金の不足を克服する取組を、補助事業以外で行う計画があることが応募要件です。
- 上記取組内容を記載した書面は実施団体ごとに作成いただき、応募時にご提出いただきます。
- また採択後、文化庁が作成するホームページに、応募があった保存会に係る各伝統行事等の情報を掲載することが必要です。

【伝統行事等の実施にあたっての注意喚起】

- 各団体で十分に安全対策を講じた上で、伝統行事等を実施してください。

I 事業概要

本補助事業は、令和6年度概算要求の内容に基づき募集します。このため、今後の予算の成立状況等によっては、本募集案内の内容に変更が生じる場合（追加で書類の提出を求める場合等を含む。）がありますので、あらかじめ御了承のうえ、応募してください。

1 趣旨・目的

日本各地には、多様で豊かな文化遺産が数多く存在します。これら文化遺産は、その地域に暮らす人々の心のよりどころとして、また、地域のコミュニティを形成するうえで極めて重要なものであり、確実に次世代に継承していくことが求められています。

しかし人口減少や少子高齢化等の社会状況を背景とし、地域の礎である伝統行事や民俗芸能等は、担い手の減少や資金不足により継承が危ぶまれています。

伝統行事等を次代に継承するためには、担い手や資金の不足の問題に対して、自主的な取組を通じて解決していく必要があります。そのため本事業では、担い手や資金の不足を克服するための取組を自ら行う団体等に対して、用具の修理・後継者養成など、地域の伝統行事等の基盤整備を支援するとともに、取組内容の促進・検証の支援や情報発信の取組を行うことで、持続可能な基盤形成を図り、地域活性化を推進することを目的としています。

2 補助対象となる文化遺産の範囲

- (1) 文化芸術基本法第10条に定める伝統芸能
 - (2) 文化芸術基本法第13条に定める文化財等
 - (3) 文化芸術基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
- ※ 上記に掲げる文化遺産のうち、**地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産に限る。**
- ※ 文化芸術基本法は、p33を参照してください。

3 補助対象事業

- ①用具等整備事業
- ②後継者養成事業
- ③記録作成・情報整備事業

※ 詳細は「II 補助事業の対象範囲」(p4～10)に記載しています。

4 補助事業者（補助の対象となる者）

地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）

※ 詳細は「III 補助事業者の要件」(p11)に記載しています。

5 応募要件及び採択条件

- ・ 担い手や資金の不足を克服するための取組を自ら行う団体等であることが応募要件になります。保存会等は、応募書類として「地域伝統行事等の継承のための取組」を作成してください。
- ・ また、採択後に文化庁の作成するホームページに各伝統行事等の情報（伝統行事等の概要、開催日、開催場所、写真、実施状況など）を掲載することが採択条件になります。なお、文化庁の作成するホームページに掲載する各伝統行事等の情報については、採択後に各団体から情報提供してもらう予定です。情報提供していただけない場合は、交付決定の取り消しをする場合があります。

6 補助金の額及び補助対象経費の上限

予算の範囲内において、補助対象経費の一部（補助対象経費の85%までを上限）を補助します。
そのため、補助対象経費の少なくとも15%は自己負担となります。

※補助対象経費の上限は、1,000万円です。

ただし、記録作成・情報整備事業のみ補助対象経費の上限を500万円とします。

※応募状況や予算の編成状況等によって補助率を引き下げることがあります。

【補助金の額・自己負担の考え方】

- ・補助対象経費は、下記の図のとおり、総事業費から補助対象外経費を除いた経費を指します。
- ・補助対象とならない経費や、定められた上限を超過する金額がある場合は、補助対象外経費として計上してください。
- ・補助対象経費の85%を上限として補助しますので、少なくとも15%は自己負担を行う必要があります。

例①：総事業費 1,000万円の場合

補助対象経費 1,000万円	
補助額 850万円（最大） （補助額：補助対象経費の85% が上限）	自己負担額 150万円 補助対象経費 の15%相当額

例②：総事業費 1,100万円の場合

補助対象経費 1,000万円 （総事業費から「補助対象外経費」 を除いた経費）	補助対象 外経費 100万円	
補助額 850万円（最大） （補助額：補助対象経費の85% が上限）	自己負担額 150万円 補助対象経費 の15%相当額	100万円 補助対象 外経費

← 補助対象とならない経費
・定められた上限を超える金額
は補助対象外経費として計上

【補助対象経費の上限の考え方】

- ・下記の例のように、用具等整備事業、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業を合わせて補助対象経費の上限は1,000万円です。

例：補助対象経費 1,000万円

① 用具等整備事業 800万円	② 後継者養成事業 100万円	③ 記録作成・ 情報整備事業 100万円
-----------------------	-----------------------	-------------------------------

7 補助金交付の対象となる事業期間

採択通知の日から令和7年3月31日までの間

8 採否の審査

文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による審査を行ったうえで、採否を決定します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

※ 詳細は「Ⅶ その他留意事項等」(p21～22)に記載しています。

9 実施方法

各地方公共団体が、各地域の実情に応じた取組が計画的・効果的に実施されるよう、地域活性化に資する実施計画を策定します。

実行委員会等は、当該計画に基づき、地域の伝統行事等の用具の修理・後継者養成などの事業計画を作成して事業を実施し、文化庁は実行委員会等が行う事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

※ 詳細は「Ⅳ 実施方法(詳細)」(p12～14)に記載しています。

10 補助金の支払時期・方法

補助金は、原則、補助事業完了後、実績報告書を基に文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から実行委員会等に直接支払います。

概算払を希望する場合は、支払いは第3四半期以降となり、また補助金額の一部は保留して精算払する見込みです。そのため、補助金が支払われるまでは、実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

なお、支払口座は利子の発生しない決済用普通預金等の口座を利用してください。

11 支援窓口の開設

担い手や資金の不足を克服するための取組について、必要に応じて支援窓口による相談・サポートを実施する予定です。詳細は採択後にお知らせします。

II 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容及び具体例等

本補助金では、**地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した取組が対象**となります。**（概ね戦前に始まった伝統行事等に関する事業が補助対象となります。）**

以下に各事業の代表的な取組例と主な留意点を記載します。また、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

(1) 用具等整備事業

【代表的な取組例】

- ・地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組

【事業の留意点】

- ・新調は、1点当たり10万円（税込み）を補助対象経費の上限とするので、超過分は補助対象外経費とすること。（復元新調は新調と見なすこととする。ただし、山車等に係る祭礼幕や提灯等の用具等の一部の復元新調は修理を含む。）
- ・修理・新調の対象は、実行委員会等又はその構成団体の所有物に限る。
- ・現在使用されている用具の長年の使用による経年劣化等を原因とする修理・新調が対象。
- ・古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限る。特に、用具の修理については、可能な範囲で部材を活かすよう心掛けること。仕様内容は、学識経験者等の専門家の指導を踏まえることとし、当該指導内容を書面で提出すること。
- ・地方指定文化財の用具を修理・新調する場合は、文化財の価値に変容が生じないよう仕様を策定し、指定者の許可を得ること。

(2) 後継者養成事業

【代表的な取組例】

- ・地域の伝統行事保存会における会員等の練習
- ・伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等のための取組

【事業の留意点】

- ・民俗芸能や伝統行事の保存会会員等を対象とした技術練磨等の取組が対象。（保存会会員の確保を目的とした取組も対象。一過性のイベントは除く。）
- ・リモート配信等オンラインでの指導や講習会も対象。

(3) 記録作成・情報整備事業

【代表的な取組例】

- ・伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成
- ・伝統行事等開催当日のオンライン配信等の取組

【事業の留意点】

- ・記録映像を作成する場合は、伝承用だけでなく、普及用映像も作成して情報発信（ホームページや動画共有サイトへの掲載等）する場合のみ対象。
- ・記録作成・情報整備事業の補助対象経費の上限は500万円とするので、超過分は補助対象外経費とすること。
- ・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財を対象とする場合は、作成する記録映像等の内容について、応募前に文化庁文化財第一課の担当者に確認をとること。

- ・記録作成事業の成果物（報告やDVD等）については、補助金での作成部数は300部を上限とすること。

<共通の留意点>

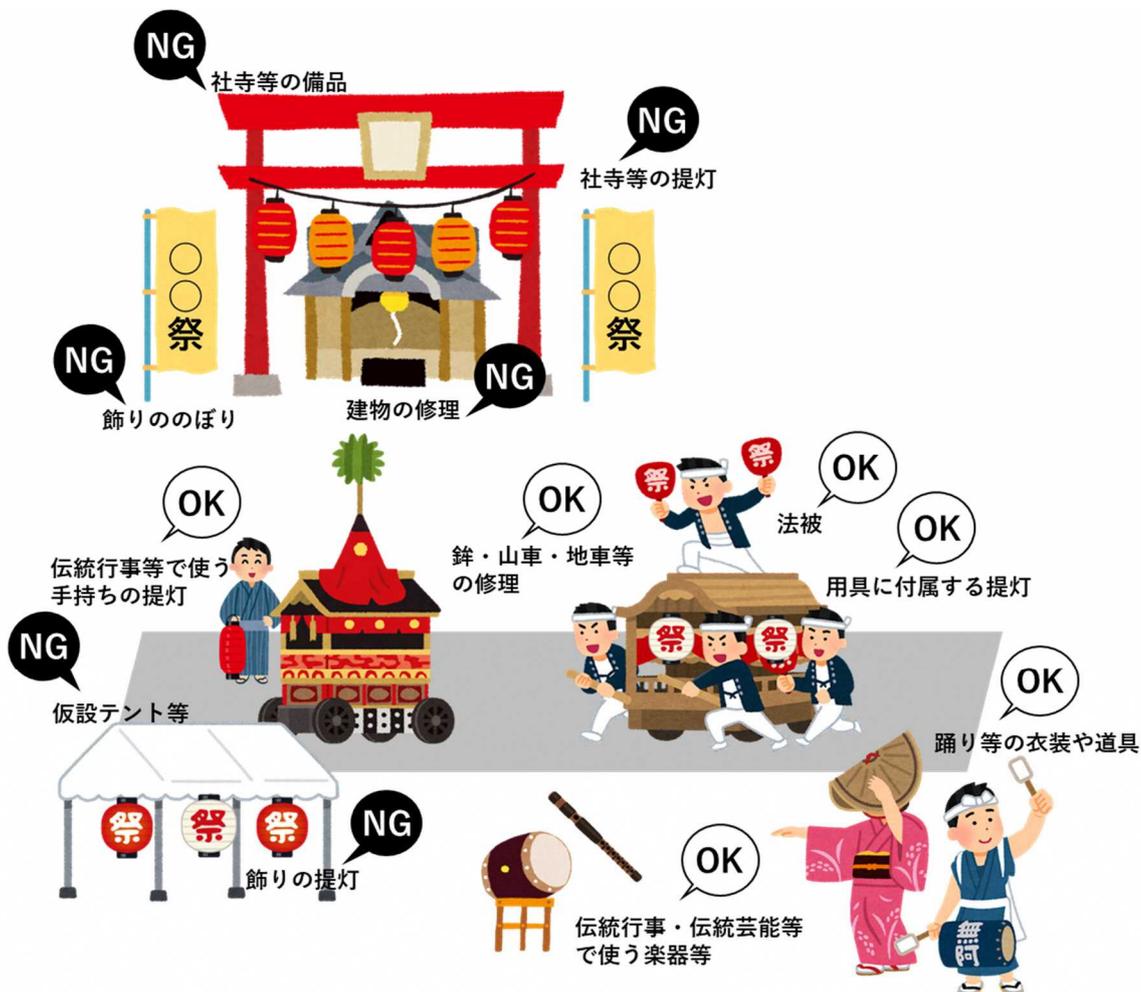
- ・実行委員会等が所在する都道府県域外や外国での取組は補助対象外。（ただし、合理的と認められる場合には域外での取組を補助対象とする場合があります。）
- ・地域色の薄い取組は補助対象外。
- ・神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等は補助対象外。（指定文化財を除く。）
- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外。
- ・補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業（例：地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）、伝統文化親子教室事業）」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、その他国が実施する他の補助事業と重複して補助を受けることはできません。
- ・地方公共団体等が本来実施すべき事業と認められる取組は補助対象外。
- ・学校の授業、クラブ活動等における取組は補助対象外。
- ・同一の修理を複数年度に渡って実施する取組は補助対象外。

【用具等整備事業における補助対象・補助対象外のイメージ】

※下図はあくまで一例です。

※古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限ります。

※新調は現在使用しているものの更新に限ります。



2 補助対象とならない取組の例（過去に不採択となった取組の具体例）

以下に記載している内容は、補助対象外の取組及び過去に不採択とした取組の一例です。不採択とした考え方も記載していますので、事業計画立案の際の一助としてください。

なお、ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業については補助対象外となります。

○用具等整備事業

（「地域に古くから継承されている当該地域の固有の文化遺産」に該当しないもの）

- ・地域性のない囃子・和太鼓（創作太鼓等）等に使用する用具等の修理・新調
- ・概ね戦後に始まった祭・行事等に関する事業
- ・山車そのものの歴史は古いが、もともと当該地域に継承されていない来歴の浅い山車の修理
- ・用具は古いが、その用具が用いられる無形民俗文化財が新しいものである場合の修理・新調
- ・古くから継承されている無形民俗文化財において、新しく導入した用具の修理・新調

（実行委員会等が所有しているものとは言えないもの）

- ・実行委員会又はその構成団体が現在所有していない用具（借り入れているもの等）の新たな購入
- ・保有している（又は所有していた）数量を超える数の新調
- ・法被、提灯等の予備分の購入
- ・もともと所有していない法被等の新たな購入

（経年劣化等を原因とする修理・新調とは言えないもの）

- ・故意又は過失による破損等
- ・複製品の制作

（伝統行事の本番で使用しないもの）

- ・用具の保存箱やケース類、カバー類の修理・新調
- ・準備時のみまたは練習時のみに使用する用具等の修理・新調

（その他）

- ・現在使用されておらず、修理後も本来の用途での使用見込みがないものの修理
- ・もともと継承されていない新たな装飾物の追加、最新の素材を使用した部材への変更、電飾の設置（LED化を含む。）など、歴史性を無視した修理や、もともとなしもの新調
- ・使用する度に取り替えるもの、個人の所有物になるもの、伝統行事を活性化するための道具・装飾品類、伝統行事等の当日のための消耗品等の新調（足袋、草鞋、鉢巻、晒し、シデ紙、提灯・のぼり旗（山車等の装飾品や行列等で携行するものは除く。）等は補助対象外）
- ・社寺等の宗教団体所有の神輿・備品等（実行委員会等の構成団体であっても補助対象外）
- ・残存部の割合が低く、かつ残存部の重要度が低い山車等用具の修理（復元新調と見なし補助対象外）
- ・山車の材料となる木材ストックの購入や原材料の栽培等、原材料を確保するだけの取組
- ・本来一組の用具を分割して見積書を徴取して1点10万円（税込み）未満としている用具の新調
- ・不動産関係の新設や修繕
- ・山車の図面計測等、仕様策定に関する取組
- ・単年度で完了しない修理等の事業

○後継者養成事業

- ・一般を対象とした後継者育成（保存会会員を対象とする場合や保存会新規会員の確保を目的とした取組のみ対象）
- ・民俗芸能ファンクラブ等の伝承支援団体の設立支援
- ・概ね戦後に始まった祭・行事等に関する事業（地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産とは言えない。）

- ・原材料を生産するなど、原材料確保そのものの取組
- ・リモート指導のための機材（パソコンやカメラ）などの購入費用、通信費やアプリ使用料等

○記録作成・情報整備事業

- ・モーションキャプチャーによる映像記録（費用対効果が認められない。）
- ・当該事業と関係のない映像制作
- ・成果物を配布するだけの取組

○その他

- ・常設の舞台や建物などのハード整備
- ・街づくり計画そのものを策定する取組
- ・文化遺産を取り巻く環境保全のための川の清掃、ごみ拾い（団体が本来自主的に取り組むべきこと）